

令和4年度 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団  
「介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員処遇改善加算」  
にかかる介護職員等賃金改善内容説明書

## 1. 基本方針

### (1) 対象職員

「介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員処遇改善加算」（以下「加算」と言う。）の趣旨を鑑み、支給対象を介護職員、訪問介護員、生活支援員及び職業指導員に限定する。

### (2) 業務の再評価

心理的負担や職務責任が大きい業務を再評価し、その対価に充当する。

### (3) キャリアパスの活用

資格や職務内容に応じた賃金の支給に充当する。

### (4) 事業主負担への充当

賃金改善による法定福利費事業主負担の増額分に充当する。

### (5) 定期昇給分への充当

定期昇給分に充当する。

### (6) その他

加算における賃金改善内容について、令和4年度以降、同内容で継続することをお約束するものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

## 2. 賃金改善実施期間

令和4年6月支給分から令和5年5月支給分まで

## 3. 対象職員

介護職員、訪問介護員、生活支援員、職業指導員

## 4. 賃金改善内容

賃金改善前の金額は、加算の前身である平成21年度の「介護職員処遇改善交付金」及び「大阪府福祉・介護人材の処遇改善事業助成金交付金」が実施される前の賃金額です。

### (1) 資格手当

#### ① 介護福祉士資格を所有する介護職員及び訪問介護員対象

介護職員・訪問介護員		賃金改善前	加算額	賃金改善後
正規職員	月額	5,000円	5,000円	10,000円
I種・II種マスター職員	月額	10,000円	5,000円	15,000円
パートタイマー・アルバイト	時間給	—	60円	60円

② **社会福祉士又は介護福祉士**資格を所有する**生活支援員及び職業指導員**対象

生活支援員・職業指導員		所有資格	賃金改善前	加算額	賃金改善後
正規職員	月額	社会福祉士	5,000円	5,000円	10,000円
		介護福祉士	—	10,000円	
I種・II種マスター職員	月額	社会福祉士	10,000円	5,000円	15,000円
		介護福祉士	—	15,000円	
パートタイマー・アルバイト	時間給	社会福祉士	—	60円	60円
		介護福祉士	—	60円	

③ **介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、ホームヘルパー1級又は2級**修了者対象

※①及び②の資格手当対象者には支給しない。

		賃金改善前	加算額	賃金改善後
正規職員	月額	—	5,000円	5,000円
I種・II種マスター職員	月額	—	5,000円	5,000円
パートタイマー・アルバイト	時間給	—	30円	30円

(2) **夜間勤務手当**

		賃金改善前	加算額	賃金改善後
全職員	1回あたり	4,000円	2,000円	6,000円

(3) **不規則勤務手当**

早出勤務、遅出勤務、夜間勤務、土曜日・日曜日・祝日勤務等の不規則勤務がある事業所において、勤務制限なく不規則勤務に対応するパートタイマー・アルバイト職員対象

	週の契約時間・施設区分		賃金改善前	加算額	賃金改善後
パートタイマー・アルバイト	週30時間以上 夜勤あり事業所	時間給	—	60円	60円
	週30時間以上 夜勤なし事業所	時間給	—	30円	30円
	週20時間以上 訪問介護事業所	時間給	—	100円	100円

#### (4) 役付手当

		賃金改善前	加算額	賃金改善後
科長級	月額	15,000円	15,000円	30,000円
総括主任級	月額	10,000円	10,000円	20,000円
主任級、サービス提供責任者、 ユニット型特別養護のユニットリーダー	月額	5,000円	5,000円	10,000円
従来型特養のリーダー グループホームのリーダー 施設入所支援(障がい)のリーダー	月額	—	10,000円	10,000円
人材育成担当者(専任に限る)	月額	—	20,000円	20,000円

#### (5) 介護支援専門員兼務手当

特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護事業所において、介護業務と介護支援専門業務を兼務している正規職員及びⅠ種・Ⅱ種マスター職員に支給する。

	賃金改善前	加算額	賃金改善後
月額	—	5,000円	5,000円

#### (6) 職務手当

加算対象事業所の職員にのみ支給

	施設区分		賃金改善前	加算額	賃金改善後
正規職員	特養・在宅・老健	月額	15,000円	10,000円	25,000円
	特定・障がい事業	月額	5,000円	10,000円	15,000円
Ⅰ種・Ⅱ種マ スター職員		月額	10,000円	20,000円	30,000円
パートタイマー・ アルバイト	特養・訪問介護事業所	時間給	—	100円	100円
	その他	時間給	—	50円	50円

#### (7) 賞与等 支給額は業績及び勤務実績により変動します。

- ①正規職員の賞与の内、総合・エリア職員は0.27カ月程度、特定職員は0.27カ月程度に充当する。
- ②令和5年2月1日及び支給日に在籍するⅠ種・Ⅱ種マスター職員に年度末賞与として、基準月額(基本給と役付手当と職務手当の合計額)の0.27カ月程度を支給する。
- ③令和5年1月31日及び支給日に在籍するパートタイマー・アルバイト職員に年度末賞与として令和4年12月及び令和5年1月、2月支給額の平均賃金の0.28カ月程度を支給する。
- ④パートタイマー・アルバイト職員について、一時金として令和5年1月及び令和5年5月に8,000円を支給する。

## (8) 定期昇給

正規職員及びⅠ種・Ⅱ種マスター職員においては基本給及び役付手当、職務手当を昇給した者について、パートタイマー・アルバイト職員においては時間給単価を昇給した者について、初めて加算を取得した月の前年度（平成20年度）からの昇給分を支給します。

## (9) 法定福利費

(1) から (8) までの賃金改善した金額にかかる法定福利費事業主負担分を納付する。

## 5. キャリアパス要件等

(1) 職位、職責又は職務内容等に応じた任用要件、職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系及び勤続年数や資格に応じて昇給する仕組みについて次の規則に定める。

- ① 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団職員就業規則
  - ② 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団職員の給与に関する規則
  - ③ 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団マスター職員就業規則
  - ④ 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団パートタイマー・アルバイト就業規則
- ※ 上記規則については、各事業所に設置しております規則集をご覧ください。